

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 静岡国民年金 事案 1617

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から62年7月まで

私は、自営業を始める前に勤めていた会社の社長に勧められて、退職後の昭和56年6月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。最初の2か月分の保険料は私自身が市役所で納付し、その後は、店の経理担当者、手伝いに来ていた姉や息子に保険料を納付してもらっていた記憶がある。金銭出納帳にも国民年金保険料を支払ったことが記載されているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から、申立期間の国民年金保険料納付を裏付ける資料として、昭和57年12月から59年2月までの期間に係る金銭出納帳が提出されており、同帳は、その記載内容等から、その当時使用されていたものであることがうかがえるところ、同帳において、58年1月20日、同年4月15日、同年7月15日及び同年12月13日の4か所に「国民年金」とする支出金額の記載がある。

また、申立期間当時、国民年金保険料は、3か月を一期として、各期の翌月末までに納付することとされていたところ、上述の日付けのうち、昭和58年1月20日、同年4月15日、同年7月15日については、57年10月から58年6月までの保険料を各期の納期限内に納付した場合に想定される納付日と符合している上、同年12月13日についても、第3期である同年10月から同年12月までの納期限内であり、かつ、その時点で、第2期である同年7月から同年9月までの保険料を納付することも可能な日付けである。

さらに、記載されている支出金額をみると、それぞれの日付けから想定される納付対象期間の国民年金保険料額とは必ずしも一致していないものの、想定される保険料額より低い金額となっている箇所は無い上、申立人は、「当時、姉や息子には、国民年金保険料と店の資材等の仕入金をまとめて渡

していたため、金銭出納帳に『国民年金』として記載されている金額は、実際の保険料額を上回っていると思う。」としており、実際に、これらの記載には「内入」とメモ書きがされている箇所があり、申立人の説明を裏付ける状況もみられることを踏まえると、金銭出納帳の「国民年金」は、いずれも当時国民年金保険料として金銭が支出された際に記載されていたものと判断するのが適当である。

加えて、申立期間当時、申立人の同居家族に国民年金に加入していた者は見当たらないことから、金銭出納帳に記載されている国民年金保険料の支出は申立人の保険料に係るものであると推認でき、当時、同帳の記載から想定される納付対象期間については、申立人の保険料が納付されていたものと考えるのが妥当である。

以上の状況から、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間については、申立人の国民年金保険料が納付されたものと考えるのが妥当である上、同年 7 月から同年 9 月までの保険料についても、第 3 期の保険料に相当する同年 12 月 13 日付けの記載金額が、その時点で納付可能な第 2 期の保険料額を併せた金額を上回っており、同じ年度において第 1 期と第 3 期の保険料を納付しながら、あえて第 2 期の保険料のみ納付しないことも考え難いことから、当該期間の保険料について、第 3 期の保険料と併せて納付されたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 56 年 5 月から 57 年 9 月までの期間及び 59 年 1 月から 62 年 7 月までの期間については、上述のとおり、申立人から提出された金銭出納帳は 57 年 12 月から 59 年 2 月までの期間に係るものであるにも関わらず、上述の 4 か所以外に国民年金保険料の支出に係る記載は見当たらないことから、当該期間において、これら記載から想定される納付対象期間以外に保険料納付が行われていた可能性は低いものと考えられる上、このほかの期間に係る保険料の支出状況を確認できる関連資料も無い。

また、申立人及びその息子に聴取しても、金銭出納帳の記載に係る説明のほかに、申立期間に係る国民年金保険料納付に関する具体的な供述を得ることはできず、当時の保険料納付の状況が不明な上、申立人は、申立期間内の昭和 61 年 5 月頃に別の町に転居したとも述べているが、これは、申立期間における保険料納付に関する主張と一致しておらず、申立内容に不合理な点もみられる。

さらに、申立期間のうち、昭和 56 年 5 月から 57 年 9 月までの期間及び 59 年 1 月から 62 年 7 月までの期間について、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1618

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から51年3月まで  
昭和53年の夏頃、地元の民生委員に勧められて国民年金に加入した。その時点で10年近く国民年金保険料が未納であったが、町役場の職員から、「今なら特例で過去の未納保険料を納付できる。」と説明を受けたため、10数万円の保険料を3回くらいに分割して納付したことを記憶している。申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期等から判断して、昭和53年7月又は同年8月に行われたものとみられ、申立人は当該記号番号により44年1月まで遡及して国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間の国民年金保険料は、当時実施されていた第3回特例納付により遡及納付することは可能であった。

しかしながら、申立人が遡及納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料全てを第3回特例納付により納付した場合に想定される金額を大幅に下回っている上、申立人に係る特殊台帳及び申立人が申立期間当時居住していた町の国民年金被保険者名簿共、申立期間直後の昭和51年4月から53年3月までについて過年度保険料として遡及納付された旨記録されているものの、申立期間について特例納付された形跡は見当たらず、申立期間は保険料の未納期間となっている。

また、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 7 月まで

私は、高校卒業後、婚姻するまでは主に一人暮らしであり、諸々の手続や支払いなど、生活の全てを一人で行っていたため、個々の具体的なことまでは記憶しておらず、国民年金に係る記憶も曖昧ではあるが、20 歳になった頃に居住していた市で国民年金に加入し、その後、保険料を定期的に納付していたと記憶している。申請免除の期間についても納付を継続していた。当時は生活も安定しており、保険料の免除申請をした覚えも無いので、申立期間が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった頃に居住していた市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、戸籍の附票から、申立人は、申立期間について同市に住民登録を有していないことが確認でき、制度上、同市において国民年金の加入手続をすることはできず、保険料を納付することもできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 3 月 27 日に A 市で払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続はこの頃 A 市において初めて行われ、20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまでは、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間の一部については、当時、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立人は、保険料を遡及納付したことは無いとしていることから、加入手続時点で遡及納付が行われたことも考え難い。

さらに、申立人は、「A 市で国民年金に加入していたのであれば、同市の

納付書により、実際に居住していた市で保険料を納付していたのではないか。」とも述べているが、当時、A市の納付書により、申立人が居住していた市において、保険料を納付することはできない。

加えて、オンライン記録において、申立期間のうち昭和 61 年 4 月から同年 7 月までが申請免除期間となっていることについて、申立人は、免除申請を行った記憶は無いとしているが、i) 申立期間について、申立人の住民登録がその父親と同じ住所地に置かれていること、ii) 申立人の父親も同年 3 月までは未納となっており、同年 4 月からは申請免除期間となっていること（申立人の父親については、62 年 3 月まで）、iii) オンライン記録をみると、申立人と申立人の父親の免除申請日は同一日であることが確認でき、申請免除適用の所得の検証は、被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主等の状況で行われることなどから、当時、申立人の父親の免除申請手続と併せて申立人の免除申請手続が行われたことが推認され、当該期間が申請免除期間となっていることに不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。